

監視義務と設備設置義務の相違

最近では、介護事故とは異なる内容を掲載してきましたが、最近の裁判例から気になる事例がありますので、ご紹介いたします。

小規模多機能型居宅

介護施設で宿泊サービスを受けていた利用者が、介護職員が目を離れた際に施設の外へ出てしまい、行方不明となり、3日後に約590m離れた場所で死亡しているのが発見されたという事案です。利用者は、記憶障害、認知障害、被害妄想、幻聴、幻覚、介護抵抗の症状がみられ、要介護4と認定されています。そのため、不審な行動等も多い状況にあると、家に帰ろうと外出しようとしたりする行動が出たり、毎日のように施設から出ようとしていました。施設自体の構造としては、元々名家であったものを改装しており、玄関と

介護施設を 取り巻く 法律問題の今

動が出たり、毎日のように施設から出ようとしていました。施設自体の構造としては、元々名家であったものを改装しており、玄関と

利用者の行方不明事故、施設責任認める判決

人員と設備、両輪の整備を

の状態からすれば、施設内に1名の介護職員しかおらず、漫然と一定時間目を離したことは監視義務に違反したといえること及び利用者が外に出ないように鍵を二重にしたり、ドアを開けるとブザー等の音が鳴るようにしたりする等の措置を講ずるべき施設の設置義務に違反したとして、事業者に対して損害賠償請求を行いました。

以上のような事実を前提として、裁判所は、監視義務違反については否定しつつ、施設の設置義務違反については、事業者の責任を認めました。監視義務違反については、利用者3人に対して介護職員が1名であるとしても、介護保険法の人員配置の基準を満たして

いることや目を離した時間が5、6分程度であることなどを理由に事業者の損害賠償責任を否定しており、これまで紹介した裁判例と同様に配置基準が重要な判断要素となっております。一方、施設の設置義務については、

利用者が外に出てしまえば、自宅にも帰ることができず、生命、身体に危険が及ぶことが容易に予測でき、毎日のように外に出ようとしている状況も認識していたのであるから、施設外に出ることを防

止する義務があったと判断し、簡単に鍵を開けることができない鍵を設置したり、ドアが開いた場合には音が鳴る器具を設置したりするなどの措置を講じておくべきであったと判断されています。

人員の配置基準などから監視義務違反がないとされても、施設に不備がある場合は、設置義務違反を理由として事業者の損害賠償責任が肯定されており、人員と設備の両輪をしっかり整備しておくことが重要です。



家永 勲

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
企業法務事業部長

【プロフィール】

不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。